

水戸市地域包括支援センター運営業務受託候補法人公募に係る質問及び回答一覧

R7.9.2 現在

No.	公開日	書類の区分	場所	質問	回答
1	R7.8.21	公募要領	1 ページ	「2 公募の趣旨」中、第2段落の「サブセンターである高齢者支援センターを配置し、高齢福祉課内の基幹型と合わせて1つの地域包括支援センターとする体制」について、令和8年4月以降、高齢福祉課内の基幹型が有する機能（日常生活圏域を担当する高齢者支援センター間の総合調整、在宅医療・介護連携推進に関する業務、認知症総合支援事業に関する業務など）はどこが担うのかご教示いただきたい。	引き続き、高齢福祉課内に基幹型地域包括支援センターを設置し、業務を担う予定です。
2	R7.8.21	公募要領	2 ページ	「4 委託内容」の「（3） 委託期間」中、「準備期間のため、委託料は発生しない」とあるが、準備期間中には、人員の雇用に係る経費、看板の作成費用、前払い賃借料（事務所を賃借する場合に限る。）などの支出が必要となる。これらは市の業務のために受託者が負担する費用であるので、委託料が当然に発生するものと思料するが、委託料が発生しないとした理由は何か。	準備期間については常時委託業務に従事することを想定していません。また、看板作成費用、前払い賃借料等については、令和8年4月以降に支払う委託料等で充当していただくこととなります。
3	R7.8.21	公募要領	2 ページ	「4 委託内容」の「（3） 委託期間」について、履行期間が5年間とされているが、当該期間中に介護保険事業計画は2回の改定がなされ、また、属性を問わない相談支援や地域づくりに向けた支援等を一体的に実施するための「重層的支援体制」の整備について、水戸市第7次総合計画（計画期間：令和6年度から令和15年度まで）及び水戸市地域福祉計画（第4次）に位置づけ（地域福祉計画では「令和8年度までに構築」と期限を明示）しており、本契約の履行期間中に相談支援体制の再編がなされる素地がある。履行期間中に地域包括支援センターの体制は改編されないと理解してよろしいか。	現時点では重層的支援体制整備事業を実施するにあたって、地域包括支援センターの体制を変更する予定はありません。
4	R7.8.21	公募要領	7 ページ	「1 委託料」の「（1） 委託料に含まれるもの」中、アの3行目の「委託料には人件費を計上しないこと。」は「委託料には指定介護予防支援業務を所掌する介護支援専門員に係る人件費を計上しないこと。」との解釈でよろしいか。	お見込みのとおりです。
5	R7.8.21	公募要領	8 ページ	「2 介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費」の「（3） 実施件数」に関して、実施形態が「委託」となっているケースのうち、令和8年4月以降の体制変更を機に指定居宅介護支援事業者から委託ケースを返上されることが想定され、不確定要素が応募の判断に影響する。継続して委託できる件数（返上される件数）を概数でも良いので示していただきたい。	現在の居宅介護支援事業所との契約は、単年度契約であり、翌年度の意向を確認しておりません。今後、次年度以降の体制について、居宅介護支援事業所へ説明いたしますので、その中で契約継続の意向を確認します。
6	R7.8.21	仕様書	8 ページ	「10 業務の内容」に「（8） 指定介護予防支援事業に関する業務」が位置付けられているが、「指定介護予防支援事業者の指定は地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により行う」と介護保険法第115条の22第1項に定められているとおり、指定の申請は事業者の自由意志である。一方、市町村が指定介護予防支援事業に関する業務を地域包括支援センターの設置者に委託できる旨の規定は見当たらない。地域包括支援センターに当該業務を委託できると判断した根拠は何か。	仕様書に定めているのは、指定介護予防支援業務を委託業務として実施することではなく、指定を受けて実施することを定めております。指定介護予防支援業務は法人の指定申請に基づき実施するものではありませんが、令和6年の制度改正までは地域包括支援センターのみが実施できる事業であり、実質的に包括的支援事業と一体的に実施する事業となっていることから、本市の委託要件として、指定を受けることを定めているものです。

No.	公開日	書類の区分	場所	質問	回答
7	R7.8.21	仕様書	8 ページ	「10 業務の内容」の「(8) 指定介護予防支援事業に関する業務」の「ウ 指定介護予防支援業務の委託」について、現在、当該業務の受託者である指定居宅介護支援事業者は水戸市（地域包括支援センター）とのみ委託契約を締結しているが、令和8年4月以降は、居宅要支援被保険者が居住する日常生活圏域に応じて複数の水戸市地域包括支援センターの設置者と委託契約を締結する必要がある。これは、指定居宅介護支援事業者にとって大きな負担（契約締結だけでなく実績報告や委託料の請求などを委託契約の相手方である地域包括支援センターごとに行わなければならない）となるが、この負担を軽減する策は何かあるか。	現在、居宅介護支援事業所に委託しているケースについては、令和8年4月以降、段階的に各圏域の地域包括支援センターへ移行することで負担軽減を図ります。
8	R7.8.21	公募要領	1 ページ	「2 公募の趣旨」に関して、平成27年度から、現行の体制とした理由について「指定介護予防支援事業に関する業務にひっ迫され包括的支援事業に関する業務が十分に機能していないという複数の市町村の実例を踏まえ、これを避けるべく包括的支援事業のみを委託し、指定介護予防支援事業に関する業務は市が一括して担当することとした。」と当時、市から説明を受けた。今回、体制の見直しにより、指定介護予防支援事業に関する業務を各日常生活圏域に振り分けることになるが、現行体制検討時の懸念は解決されるのか、また、体制見直しにより、市民（特に指定介護予防支援を受けている居宅要支援被保険者）にどのようなメリットがあるのか、ご教示いただきたい。	日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置することで、圏域の高齢者人口に応じた3職種の配置、介護予防支援業務に従事する職員を別に配置することとなり、現在実施している包括的支援事業に加え、指定介護予防支援業務を実施できる体制になると見込んでおります。 また、これまで総合相談支援業務として相談の入口の対応や要介護認定申請の代行までで途切れていた支援を、各圏域において介護予防ケアマネジメントまで一貫して実施できることで、市民に一層寄り添った支援が実施できるものと考えております。
9	R7.8.21	公募要領	8 ページ	「2 介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費」の※に記載の「3職種（別紙仕様書8(1)ア～ウ）が行う介護予防支援の実施件数は、常時10件以内とする。」の解釈について、ひとり当たりの件数か、それとも地域包括支援センターあたりの件数か。	3職種1人当たりの件数としています。
10	R7.8.21	公募要領	8 ページ	「2 介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費」の※の「3職種とは別に配置した介護支援専門員等」について、指定介護予防支援事業の人員等に係る基準を定めた水戸市指定介護予防支援事業等基準条例第5条第1項に規定されている「その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員」とは具体的には何を指すのかご教示いただきたい。	「その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員」は、①保健師②介護支援専門員③社会福祉士④経験ある看護師⑤高齢者福祉に関する相談業務に3年以上従事した社会福祉主事となります。
11	R7.8.21	公募要領	10ページ	「別表第2 公募及び選定に関するスケジュール」に関して、指定介護予防支援事業に従事する職員の確保について「募集予定」として応募し、受託候補法人に選定され、委託契約を締結した後、履行期間を迎えても当該職員を確保できなかった場合の当該契約の取扱いについてご教示いただきたい。	職員を確保できなかった場合も、受託法人においては継続的に人員の確保に取り組んでいただくこととなります。 履行期間開始以降の業務につきましては、水戸市地域包括支援センター運営協議会において、職員の配置状況も含め、委託業務の実施状況や事業評価を実施してまいりますので、その結果を踏まえ、対応を検討します。
13	R7.8.26	質問回答一覧	No.10	指定介護予防支援事業に従事する職員に関して、相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事となっていますが、主事よりも国家資格である、介護福祉士で相談業務に3年以上従事しているものではダメなのか？	地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日老計発第1018001号他）に記載されており、先日回答したとおりとなります。

No.	公開日	書類の区分	場所	質問	回答
14	R7.8.26	公募要領	8 ページ	「2 介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費」の本文に「次の表に示す委託料を居宅介護支援事業所へ支払うこととする。」とあるが、委託料の額は、委託内容、委託の相手方などと同様、委託者と受託者との合意に基づき法令の範囲内において自由に定めることができると思われる。（2）に示された委託料の額は、参考として示されたものと理解してよろしいか。	委託料の額は委託者と受託者において決定するものではありませんが、センター間で格差が生じないよう、公平な委託料で実施いただくため、参考額ではなく、公募要件として、居宅への委託料基準をお示ししています。
15	R7.8.26	仕様書	3 ページ	「8 職員配置及び責任者」の「（1）職種及び配置人数」中「エ 指定介護予防支援事業を実施するにあたり必要な人員」の算定に際しては、公募要領8 ページに示されている「（3）実施件数」のすべてを直接に実施することを想定して見込めばよいのか。それとも、現状に即して（直接件数、委託件数、合計件数に変動がないものとして）見込めばよいのか。	実施件数については、担当ケアマネ等が短期間で変更となることによる利用者への不利益を鑑み、令和7年度途中から、新規の受託については、基幹型による直接契約ではなく、委託契約で実施する予定です。そのため、実施件数のうち直接担当件数は仕様書に示した数を上限として捉えていただきたい。一方、委託件数は現状より増加することが見込まれます。
16	R7.8.26	仕様書	5 ページ	『10業務の内容（8）指定介護予防支援事業に関する業務』（8）には『センターに併設して、指定介護予防支援事業所を設置し・・・』とあるが、すでに法人が運営している居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を取得し、センターと併設するような体制を取る事で、指定介護予防支援事業に係る人員を満たすとする事は可能か？ 又、これが不可能な場合、当該公募への質問に対する回答にもある様に、介護予防支援業務は委託業務では無い事から、すでに法人が運営している居宅介護支援事業所をセンターに統合し、センターとして指定介護予防支援事業と並行して指定居宅介護支援事業も担う事は可能なのか？	本公募にて要件としている指定介護予防支援事業の実施は、地域包括支援センターの設置者が指定を受け、包括的支援事業と一体的に実施することを求めているものであり、居宅介護支援事業所が指定を受けて実施するものとは明確に区別されるものです。 ただし、説明会において例示したように、居宅介護支援事業所に配置されている介護支援専門員が兼務する形で介護予防支援事業所に配置することは可能となります。
17	R7.9.2	公募要領	8 ページ	「2 介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費」の「（3）実施件数」に関して、「委託」の相手方である指定居宅介護支援事業所数を日常生活圏域ごとにお示しいただきたい。	各圏域ごとの委託先居宅介護支援事業所数は以下のとおりです。（令和7年6月1日現在） 【中央】74か所 【東部】63か所 【南部第一】59か所 【南部第二】92か所 【北部】66か所 【西部】63か所 【常澄】27か所 【内原】44か所
18	R7.9.2	その他	—	会計における区分は、介護保険施設の拠点区分におけるサービス区分「（仮称）水戸市地域包括支援センター」という考え方で宜しいか	地域包括支援センターは、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号等）の別紙「社会福祉法人審査要領」において、「地域支援事業を市町村から委託して実施する事業」として「公益事業」に位置づけられております。また、「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項について」（平成28年3月31日雇児総第7号（最終改正：令和3年11月12日）の「4 拠点区分及び事業区分について」において、「拠点区分は、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。公益事業（社会福祉事業と一体的に実施されているものを除く）若しくは収益事業を実施している場合、これらは別の拠点区分とするものとする。」とされておりますので、御参考にしてください。

No.	公開日	書類の区分	場所	質問	回答
19	R7.9.2	その他	—	年度末の実績報告における委託費返還についてお示しいただきたい EX：決算書において「当期資金収支差額合計」がプラスだった場合、返還義務が生じるか？ ⇒委託費1,000万円/年、介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費100万円/年、支出額合計1,050万円だった場合、収支差額は50万円。	委託料の返還条件については、今後検討してまいります。
20	R7.9.2	公募要領	7 ページ	受託法人が所有する施設においては、支援センターが使用する区画の賃料負担を計上することは不可か	お見込のとおり、不可となります。
21	R7.9.2	公募要領	7 ページ	事務職員の人件費の計上について、高齢者支援センターで認められていた法人本部における事務費は認められないのか ⇒当法人には事務職員を事業所に配置する考え方はなく、本部で一括して業務を行っております。	法人本部に配置される職員が地域包括支援センターの事務に従事した部分の人件費は委託料に計上可としています。
22	R7.9.2	仕様書	2 ページ	【人員について】 配置すべき3職種の準ずる基準における経験の判断根拠は何か。また判断結果の可・不可はどのように示されるのか。	当該サービス事業所等に従事した期間をもって経験年数としています。 契約後に地域包括支援センターの設置届出を行う際に、資格等の要件を判断する予定です。
23	R7.9.2	仕様書	4 ページ	常勤を配置できない場合に非常勤2名で応募した場合、スケジュールをみると受託法人の決定後に運営協議会の協議が行われているようだが、可否の判断はどのタイミングで行われるのか。	公募においては非常勤2名で応募した内容をもって審査を行います。その後、候補法人に選定された場合、10月～11月に開催予定の運営協議会において協議を行い、可否を判断する予定です。
24	R7.9.2	仕様書	4 ページ	見積の算出は、「非常勤2名体制」と「常勤1名体制」では費用が異なる。申請時の段階で「募集予定」とするか「内部異動」とするかで算定根拠を変えることも可能かと思うが、将来的なことを踏まえた見解で算定することも可能か。	応募の時点での人員配置計画に基づいて、5か年の人件費を算出してください。 例えば、令和8年度当初は非常勤2名体制で開始し、令和9年度からは常勤1名体制で実施することが計画されており、そのことが提出書類において説明できるようになっていれば、質問の内容での人件費の算定は可能です。
25	R7.9.2	仕様書	4 ページ	指定介護予防支援事業に関する業務中で介護予防支援業務の一部を委託した場合、請求業務はセンターの3職種が行うのか	請求業務を実施するために資格の要件はありませんので、3職種や介護支援専門員が行う他、事務職員の配置等により実施することを想定しております。
26	R7.9.2	仕様書	4 ページ	請求業務を外部に依頼可能か又、依頼先の事務員の費用を事務費として認められるか	法人本部に配置される職員が地域包括支援センターの事務を実施することは可能であり、従事した部分の人件費は委託料に計上可としています。
27	R7.9.2	仕様書	4 ページ	「圏域ごとの配置人数」において、「ア～ウのいずれか」に配置していた職員が欠員となった場合、同一職種にならなければ、欠員となった職員の職種と違う職種の職員を配置しても問題ないでしょうか？	問題ありません。
28	R7.9.2	仕様書	4 ページ	「(4)勤務形態等」に、「ただし、水戸市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、常勤換算方式で配置することができる」とあるが、具体的にどのような場合に認められるのでしょうか？	常勤換算の取扱いについては、令和6年度の地域支援事業実施要綱の改正において、地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえたものとされているため、受託法人において人材確保が困難であることや、常勤換算で配置した際にも、センターの支援の質が担保されることが認められる場合等により、運営協議会において判断されることになります。

※ 法人名が特定できるもの又は要望や契約書に関すること等に該当する場合は、表現の修正等を行っていますので、御了承ください。